(7)保護に係る諸手続き

保存活用にあたって改修等の行為に必要な諸続について、運用の方針を定める。ただし、 本章の定めにおいて、明確ではない行為については、その都度、徳島県教育委員会及び文 化庁と協議するものとする。

1 文化庁長官への届出を必要とする場合

(1) 管理責任者を選任、解任したとき

所有者は管理責任者を選任し、解任したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって 20 日以内に文化庁長官に届出なければならない(文化財保護法第 31 条第 3 項、国宝、重要文化財又は重要民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第 1、2条)。

(2) 所有者又は管理責任者を変更したとき

所有者又は管理責任者を変更したとき及び所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称 又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって 20 日以 内に文化庁長官に届出なければならない(文化財保護法第 32 条第1、2、3項、国宝、 重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第3、4、5 条)。

(3) 文化財建造物に滅失、き損等の事故があったとき

火災などの災害によって重要文化財建造物の全部又は一部が滅失し、若しくはき損したときは、その事実を知った日から 10 日以内に、文部科学省令の定める事項を記した書面をもって文化庁長官に届出しなければならない(文化財保護法第 33 条、国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第 6 条)。

(4) 文化財建造物を修理しようとするとき

応急措置の程度を越える重要文化財の修理を行うにあたっては、修理に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより文化庁長官に届出なければならない(文化財保護法第43条の2第1項、国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第1条)。

2 文化庁長官の許可を必要とする場合

重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする ときは、文化庁長官の許可を得なければならない(文化財保護法第43条第1項、国宝又は 重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する 規則第1条)。

(1) 文化財建造物の現状を変更しようとするとき

「現状変更」とは、文化財建造物が指定されたときの状態を変えることであり、次のような場合がこれに該当する。

- ①改造する場合(間仕切りの取り付けまたは撤去、窓の取り付けなど)
- ②構造、形式、規模を変える場合
- ③部材の材種、材質、寸法、工法を変える場合
- ④建設時の姿に復そうとする場合
- ⑤移築または曳屋をする場合
- ⑥建物の建つ地盤の高さを変える場合

(2) 保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき

「保存に影響を及ぼす行為」とは、文化財建造物そのものには改造を加えなくとも、 その行為によって災害や毀損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めるなど、文化財建造 物の保存上好ましくない影響を与える行為をいい、次のような場合がこれに該当する。

- ①文化財建造物の敷地内で、その建造物に延焼の恐れのある場所に建物の新築・増築 を行ったり、現在ある建物を改築したりする場合
- ②文化財建造物の敷地内に火気や多量の危険物を扱う施設を設置する場合
- ③文化財建造物の周辺における切土、盛土、掘削で、その建造物の構造耐力を弱めたり、災害を及ぼす恐れのある場合
- ④文化財建造物内に、その建造物の構造耐力を弱めるような重量物を搬入しようとする場合
- ⑤文化財建造物から直接型取りを行い、模造をする場合

3 文化庁長官の許可を必要としない場合

重要文化財建造物の現状を変更しようする行為のうち、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は許可を要しないことする(文化財保護法第43条第1項但し書、国宝又は重要文化財の原状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第8条第1、2項)。

(1)維持の措置

①重要文化財建造物がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく 当該建造物をその指定当時の原状(指定後において原状変更等の許可を受けたもの については、当該原状変更後の原状)に復するとき。ただし、事前に修理届を要す る。 ②重要文化財建造物がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するための 応急措置をするとき。ただし、き損届を要する。

(2) 非常災害のために必要な応急措置

- ①被災建築物の毀損拡大防止及び解体保管措置をするとき。ただし、き損届を要する。
- ②予想される災害に対する応急的な予防措置をするとき。ただし、事後に県教育委員会を通じて文化庁に事務連絡を要する。

(3) 保存に影響を及ぼす行為のうち、影響の軽微である場合

①保存に影響を及ぼす行為に係る具体的な取り扱いについては、事前に県教育委員会 を通じて文化庁に照会することとする。

4 県教育委員会の許可を要するとき

文化庁長官の権限に属する現状変更の許可に関する事務のうち、建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等は県教育委員会が行うこととする(文化財保護法施行令第5条第3項第1号)。

5 その他の手続き

(1) 改訂手続の原則

徳島市教育委員会は、今後の学術的の調査研究の進展や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じてこの計画の見直しや改訂を行う。また、防災に係る部分につては、機能・用途や管理体制の変更に応じて、再検討する。これにあたっては、文化庁、県教育委員会、その他関係機関と事前に協議・調整を行うものとする。

(2)検討委員会の設置

計画の改訂にあたって、方針レベルを越える場合や計画の前提条件に及ぶ根本的な見直しを必要とする場合、徳島市教育委員会はその内容を審議するために学識経験者・団体代表者等から構成される検討委員会を設置するものとする。実務的な改訂のみ場合、検討委員会は設置しない。